

友松会 研究活動等の奨励に関する細則

【対象】

本事業の対象は、会員、または、会員が主となるグループとする。会員とは友松会会則第2章組織第4条によるものとする。但し、事業1、事業2については、学生会員を対象としない。

【事業1】

松沢研究奨励賞受賞にあたっては、他機関によるものを含め、同一事項について表彰を受けたことのないものとする。

< A部門 >

受賞者は研修部作成によるブロックごとの輪番制から1件、総会開催ブロックから1件とする。受賞者には、賞状と奨励金（3万円）を贈呈する。

受賞者は、原則として友松会研究発表会等の場で報告することとする。

< B部門 >

受賞者は教職経験5～10年を目安とする。受賞者には、賞状と奨励金（1万円）を贈呈する。

受賞者は、原則として受賞内容について「友松」への掲載など適切な方法で報告することとする。

【事業2】

支部からの申請は所定の申請書に依るものとし、締切は8月末日とする。助成金は年間最大3万円までとする。

助成金の支給を受けた支部は、実施日から原則として1か月以内に、所定の用紙により会計報告と報告書を事務局に提出する。申請は毎年できることとする。

申請に基づいて実施した内容については、原則として適切な方法で報告することとする。

【事業3】

会員、または、会員が主となるグループによる申請は、所定の申請書に依るものとし、締切は8月末日とする。

申請内容を踏まえ、年間最大1万円まで助成金を受けることができる。助成金の支給を受けた会員、または、会員が主となるグループは、原則として申請年度の2月末日までに、所定の用紙により会計報告と報告書を事務局に提出する。

申請は毎年できることとする。

申請に基づいて実施した内容については、原則として適切な方法で報告することとする。

【事業4】

会員、または、会員が主となるグループからの特例申請がある場合、役員会で審議する。また、上記、事業1～3に該当しないが有効な活用と考えられる場合も、役員会において審議する。審議の結果を踏まえて助成金を執行する。申請に基づいて実施した内容については、原則として適切な方法で報告することとする。

【研究活動等の奨励に係る基金】

研究活動等の奨励に係る基金は、次の基金・寄付金等を充てることとし、研究奨励金と称する。

- 1 松沢高次郎氏の遺志を顕彰するため、その後継者会員相澤義雄氏による基金
- 2 吉田太郎氏、水戸部正男氏、大浦美代氏の寄付金
- 3 基金に賛同された有志からの寄付金

【付則】

- 1 本細則は役員会において改定し理事評議員会に報告する。
- 2 本事業の具体的運営に必要な運営の手引きは別に定める。また、その内容変更は役員会において改定し、理事評議員会に報告する。
- 3 本細則は、令和5年6月1日より実施する。